

大使館からのお知らせ（ポーランドにおける新型コロナウイルス感染症に係る現状及び関連情報（10月23日））

<ポイント>

- 今月に入り、感染者数が急速に増加しています。
- ポーランドにおいて新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染の疑いが生じた際の対応について
- 参考情報（新型コロナウイルス感染症検査機関リストのリンク）

1 今月に入り、新型コロナウイルス感染症の1日の新規感染者数が急速に増加しています。保健省の発表によると、特に21日（水）から3日連続で1万人以上の新規感染者が確認されています。ポーランド政府の発表した各種制限（※）を遵守し、手洗いやうがい等の感染症予防対策を励行して下さい。

※詳細は、随時発出している領事メール（当館HP掲載：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Coronavirus.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Coronavirus.html)）をご参照下さい。

2 ポーランド政府によりますと、ポーランドにおいて本感染症に感染した、又は感染の疑いが生じた際の対応については以下のとおりです。上記のとおり感染者が急増しているため、検査結果判明まで時間を要している事案が確認出来ておりますのでご留意下さい。

（1）感染が疑われる場合

（ア）「かかりつけ医」がいる場合

まず「かかりつけ医」にご相談下さい。同医の診断により、PCR検査受検の紹介状を作成してもらい、指定の検査機関において検査を受検することになります。

（イ）「かかりつけ医」がいない場合

以前からご案内している、ポーランド保健省のインフォラインへ連絡し、詳細な経緯及び症状を伝えて下さい。同インフォラインが自宅隔離やPCR検査の受検等について指示があるのでその指示に従って下さい。無症状の場合は、すぐにPCR検査を受検するのではなく、自宅療養を指示される事例を確認しています。

（ウ）検査費用について、上記の「かかりつけ医」や「衛生局等」の指示により、PCR検査を受検した場合は、検査費用はポーランド政府が負担するとのことですが、指定の検査機関において有料（自己負担）で検査を受検することもできます。費用は各検査機関によって異なりますが、500～700ズロチ（邦貨：約15,000～約21,000円）程度です。

(2) 感染が判明した後

(ア) 検査結果が陽性であることが判明すると検査を行った検査機関から衛生局へ通報されます。その後、衛生局から陽性反応者へ自宅療養・入院等の指示・連絡がありますので、必ずその指示に従って下さい。現在、感染者の増大により衛生局からの連絡に少し時間を要している事例を確認していますが、検査結果が陽性であることが判明した時点で自宅隔離対象者となり、隔離措置に違反すると罰則が課されますので、ご注意下さい。

(イ) 衛生局等の指示に従い治療を受けている場合は、治療費用はポーランド政府が負担します。なお、感染した又は感染の疑いがある場合には、差し支えない範囲で、当館領事班（下記連絡先）へご報告いただけましたら幸いです。

【保健省インフォライン（24時間）】

☆電話：+48 800 190 590

※ポーランド語で案内が始まりますが、英語案内もあることが確認できています（「6」を選択（押）してください）。

3 参考情報（新型コロナウイルス感染症検査機関リストのリンク）

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100106802.pdf>

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)